

# 著作物利用の裁定申請の手引き

平成17年3月

文化庁長官官房著作権課

## このような趣旨の制度です

他人の著作物を利用(コピー・配布、送信など)するときには、「著作権者」の了解を得ることが必要です。

しかし、了解を得て利用する意思があるにも関わらず、「相当な努力」を払っても、「著作権者が誰だか分からない」とか、「著作権者がどこにいるのか分からない」とか、「亡くなった著作権者の相続人が誰でどこにいるのか分からない」といった場合があります。

このような場合については、文化庁長官の「裁定」を受け、「補償金の供託」を行うことにより、文化庁長官が著作権者に代わり許諾(了解)を与えることで適法にその著作物の利用ができる制度です(著作権法第67条)。

## 次のいずれかの著作物について裁定を申請することが可能です

### (1) 著作権者の了解を得て既に「公表」されている著作物

(著作権者の了解を得て公衆向けに「出版」、「上演」、「演奏」、「上映」、「放送・有線放送」、「インターネット等での送信」、「口述」、「展示」、「貸与」などが既に行われているもの)

### (2) 著作権者の了解を得ているかどうか不明であるが、相当の期間にわたって世間に流布されている著作物

(相当の期間にわたり「出版」、「上演」、「演奏」、「上映」、「放送・有線放送」、「インターネット等での送信」、「口述」、「展示」、「貸与」などが行われているもの)

## 相当な努力とは

「著作権者と連絡することについて相当な努力を払う」とは、利用したい著作物の著作権者について社会的に見て常識的な方法により著作権者を捜すことをいいます。単に時間や経費を要するからとか、捜すべき著作権者の人数が多いからというのは、捜す手間を軽減する理由にはなりません。

具体的な著作権者を捜す方法については、著作物の性質や態様等により、様々な方法が考えられますが、具体例としては、4～5頁のとおりです。なお、実際にどのような方法をとればよいかについては、事前にご相談ください。

## 裁定のための手続きは？

一般的には、次のような手順になります。

### (1) 文化庁への相談

「裁定申請書」は文化庁著作権課でいつでも受け付けますが、「相当な努力」を払ったと認められない場合は裁定が得られないこともあります。著作権者を捜すために行う方法などについて、事前にご相談ください。

### (2) 申請書の提出

定められた様式はありませんが、6頁の例のような「裁定申請書」を作成し、必要な資料を添えて文化庁著作権課に提出してください。

### (3) 裁定の可否の決定と補償金の額の決定

申請書を受けて、裁定の可否を文化庁長官が判断します。可とされた場合について、申請者が「供託」しなければならない「補償金」の額は、審議会で決定します。これらの手続きのために必要な期間(標準処理期間)は、「3か月」です。

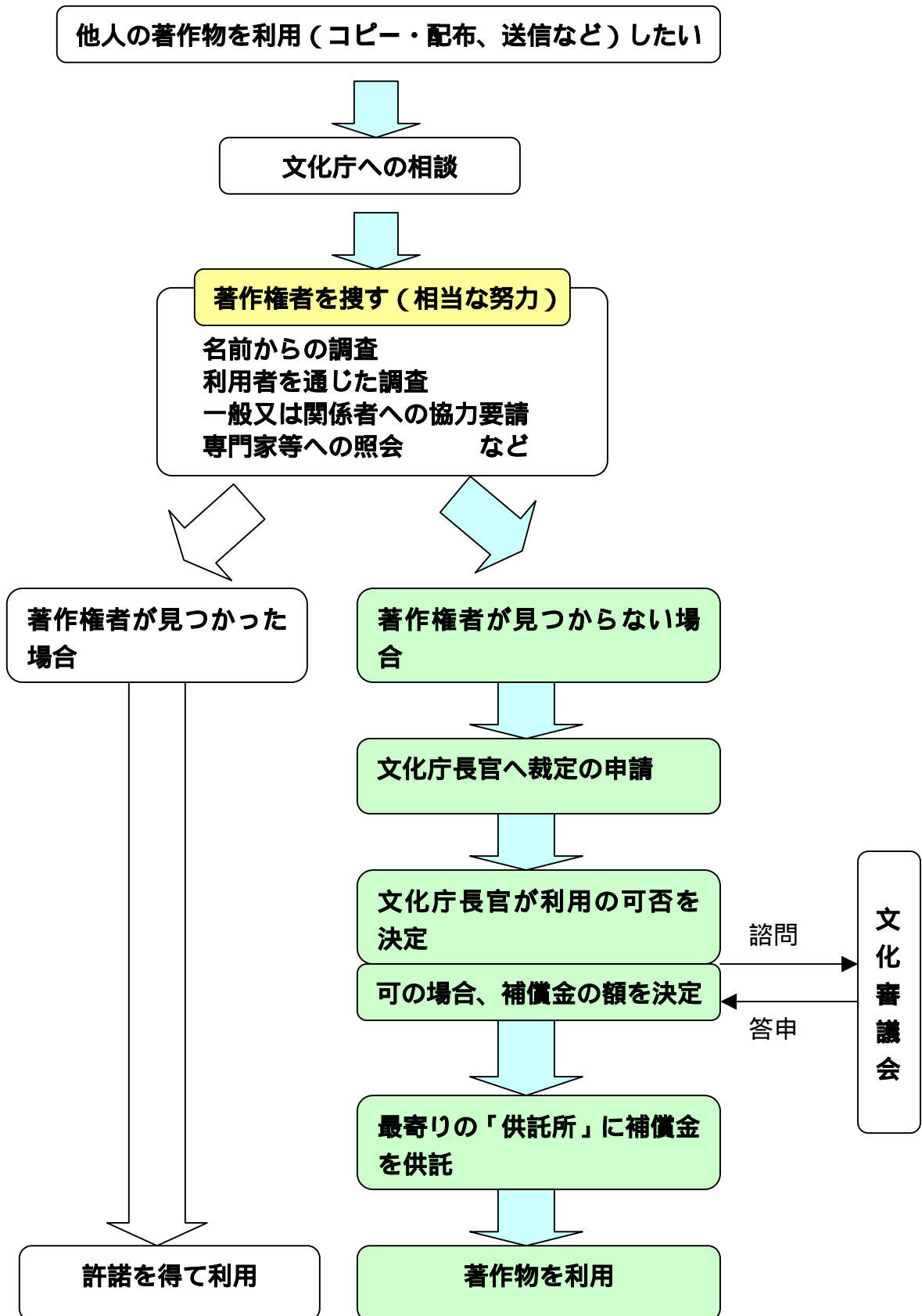
### (4) 裁定後の手続き

「裁定」と「補償金の額」について通知があったときは、最寄りの「供託所」に補償金を供託してから、その著作物の利用してください。(補償金を供託しないと、債務不履行ではなく「著作権侵害」となり、刑事罰の対象になることもあります。)

注1) 裁定を受けた著作物について「コピー」を作るような利用を行う場合は、そのコピーに「著作権法第67条第1項の裁定に係る複製物」であることと、「裁定のあった年月日」を表示しなければなりません。

注2) 裁定は、文化庁長官が著作権者に代わって申請者の利用行為に「許諾」(了解)を与える制度ですので、申請者に「利用権」を与えているわけではありません。したがって、第三者に対してその著作物の利用を許諾(了解)したり、その著作物を利用できる立場を第三者に譲ったりすることはできません。

## 裁定の流れ



## 著作権者と連絡する方法の具体例

裁定を申請するためには、「相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないこと」が必要です。

具体的には、「著作権者と思われる人の名前などが分かっている場合」、「誰が著作権者なのか全く分からない場合」の別に応じ、例えば次のような手続を行うことになります。

なお、以下は具体例ですが詳細については文化庁著作権課に相談してください。

### (1) 著作権者と思われる人の名前などがわかっている場合

#### 名前からの調査

ア 原則として公表当時の「人名辞典」、「人事興信録」、「著作権台帳」、「名鑑」等の名簿・名鑑類(少なくとも2種類以上)による調査

注) 著作者でもあると思われる場合には、没年も調べてください。

#### イ インターネット上の情報による調査

注) 著作者でもあると思われる場合には、没年も調べてください。

ウ その人の住所が明らかな場合については、住所地の市町村役場等への照会による調査

エ その人の経歴等が明らかな場合については、勤務先、所属団体等の機関への照会による調査

#### 利用者を通じた調査

当該著作権者と思われる人の作品(利用しようとする著作物以外のものをむ。)を出版したことがある出版社、CD化したことのあるレコード会社等が明らかな場合については、その出版社等への照会による調査

注) その出版社等が現存しない場合には、承継会社等がないことについて可能な範囲で確認してください。

#### 一般又は関係者への協力要請

インターネットのホームページ又は新聞・雑誌等への広告掲載による調査

注) なお、調査は次頁のア又はイのいずれか一方の方法で結構です。

## ア インターネットのホームページによる調査

著作物の題号、著作者名、著作物の種類及び内容又は態様(7頁注6参照)など、分かっている範囲で著作権者を捜す上で有益と思われる項目を掲載し、次のいずれかの方法により2ヶ月以上の広告期間を確保してください。

### a) 裁定申請予定者がホームページを持っている場合

ホームページに掲載するだけでは、効果的な周知ができない場合もありますので、(社)著作権情報センターが開設する不明な権利者を捜す窓口ページにリンクを貼ってもらうことが必要です。

なお、同センターによらず広く一般の人からアクセスのあるポータルサイトにリンクを貼ってもらうことでも代替できます。

### b) 裁定申請予定者がホームページを持っていない場合

同センターの窓口ページで広告掲載をしてください。ただし、他のホームページで広告掲載をすることも可能ですが、この場合、上記 a)の方法により、リンクを貼ってもらうてください。

注)(社)著作権情報センターへ依頼をする場合の手続きの詳細は、直接お問い合わせください。

〒163-1411 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11 階  
TEL 03-5353-6921(代) FAX 03-5353-6920 E-mail search\_info@cric.or.jp

## イ 新聞・雑誌等による調査

一般紙又は一般雑誌を原則としますが、利用しようとする著作物が特定の分野のものである場合は、専門新聞又は専門雑誌等(音楽情報誌、経済情報誌、美術専門雑誌など)に広告掲載すれば足够了。

### 専門家への照会

その著作物に関する造詣が深い研究者や機関(学会、作家団体など)が存在する場合については、研究者や機関への照会による調査

### 著作権等管理事業者等への照会

その著作物と同種の著作物の著作権を管理する「著作権等管理事業者」がある場合については、著作権等管理事業者等への照会による調査

## (2) 誰が著作権者なのか全く分からない場合

上記の(1) を除く調査をしてください。

## 著作物利用裁定申請書の記載例

申請書の作成に当たっては、著作権法施行令第8条に記載事項及び添付資料が規定されています。具体的には下記の記載例を参考にしてください。

平成 年 月 日
収入印紙 注1
文化庁長官 殿
申請者（住所） （氏名）注2
著作物利用裁定申請書
著作権法第67条第1項の規定に基づき、下記の裁定を願いたいので、必要な資料（注3）を添えて申請します。
記
1 著作物の題号 注4
2 著作者名 注5
3 著作物の種類及び内容又は体様 注6
4 著作物の利用方法 注7
5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項 注8
6 著作権者と連絡することができない理由 注9

注1) 裁定申請に係る手数料(13,000 円)を収入印紙により納付してください(法第70条第1項、令第11条、規則第23条)。なお、政令で定められた独立行政法人が裁定を申請する場合には手数料の納付は不要です(法第70条第2項、令第65条)。

注2) 申請者が法人(法人格を有しない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)である場合には、法人名及び代表者・管理人の氏名を記載してください。また、事務的な連絡等のため、担当者の部署・氏名・電話番号を付記してください。

注3) 個々の申請によって異なりますが、次のようなものがが必要です(令第8条第2項)。

申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは、その図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料

例えば、題号のない彫刻について複製の裁定を申請するような場合、申請書への記述だけで当該著作物を特定することは困難なことが多いため、写真を添付してください(なお、裁定申請書に添付するために著作物を複製することについては、法第42条が適用され、権利が制限されます。)

著作権者と連絡することができないことを疎明する資料

例えば、出版者など他の利用者、著作権等管理事業者、当該著作物に関連する関係団体(著作者等の団体、学会等)などの第三者に著作権者の所在を照会したその回答や、情報提供を求めるために新聞・雑誌等に広告を掲載した場合のその写しなど、申請書の6の欄に記載した内容を客観的に裏付ける資料を添付してください。インターネット上で情報提供を求めた場合には、その内容をプリントアウトして添付してください。

申請に係る著作物が公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料

例えば、出版されたものであれば表紙と奥付、演奏されたものであればコンサートのプログラム、放送されたものであれば番組表など、個々の実態に応じて必要な資料を添付してください。

注4) 題号がないときは「題号なし」、題号が不明であるときは「題号不明」と記載してください。

注5) 著作者名の表示がないときは「著作者名の表示がない」、著作者名が不明であるときは「著作者名が不明」と記載してください。

注6) 「著作物の種類」については、法第10条第1項の著作物の例示を参考にして記載してください。「著作物の内容又は体様」については、例えば、出版物に掲載された著作物については、「出版発行『月刊』の昭和××年××月号××頁に掲載された随筆」などのように、題号及び著作者名と合わせて著作物が特定できるように記載してください。また、例えば、彫刻や建築の場合には、「別添資料のとおり」と記載して、上記注3の を添付しても結構です。特に、「題号なし」、「題号不明」の著作物の場合には、当該著作物が特

定できるよう留意して記載してください。

注7) 裁定に係る著作物をどのような方法により利用するかを具体的に記載してください。複製、上演、演奏、上映、公衆送信(放送、有線放送又はインタラクティブ送信の別)等の別のほか、利用形態に応じ、複製物を作成する場合は販売するのか無償で配布するのか、上演、演奏等を行う場合は場所・日時・期間などを明らかにしてください。

注8) 補償金の額は、文化庁長官が定めるものですが、その算定に当たって基礎となるべき事項を記載してください。例えば、販売予定価格等著作物の提供又は提示の対価、複製する場合はその部数、演奏・上演・上映等をする場合はその回数、出版物やビデオの場合には全体の分量(頁数や収録時間数)と当該著作物が占める分量などのほか、同様の利用形態についての使用料の相場が分かる資料(著作権等管理事業者の使用料規程、業界の標準料金、使用料に関する業界の統計資料など)があればこの欄に記載の上、関係資料を添付してください。

注9) 著作権者と連絡するためにどのような手続をとったかについて具体的に記述してください(著作権者と連絡するための手続の具体例(相当な努力)については、4～5頁を参照してください。)。また、記述した内容については、上記注3の の添付資料と整合するよう留意してください。

## 【関係法令条文】

### 著作権法

(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

第67条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

(裁定に関する手続及び基準)

第70条 第67条第1項、第68条第1項又は前条の裁定の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの(第78条第5項及び第107条第2項において「国等」という。)であるときは、適用しない。

3 (略)

4 文化庁長官は、第67条第1項、第68条第1項又は前条の裁定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの裁定をしてはならない。

一 著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。

二 (略)

5 文化庁長官は、前項の裁定をしない処分をしようとするときは、あらかじめ申請者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならないものとし、当該裁定をしない処分をしたときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

6 文化庁長官は、第67条第1項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、第68条第1項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、この節に定める裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

(文化審議会への諮問)

第71条 文化庁長官は、第33条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第67条第1項、第68条第1項又は第69条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

(補償金の額についての訴え)

第72条 第67条第1項、第68条第1項又は第69条の規定に基づき定められた補償金の額について不服がある当事者は、これらの規定による裁定があつたことを知つた日から三月以内に、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

- 2 前項の訴えにおいては、訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者を、著作権者であるときは著作物を利用する者を、それぞれ被告としなければならない。

(補償金の額についての異議申立ての制限)

第73条 第67条第1項、第68条第1項又は第69条の規定による裁定についての行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てにおいては、その裁定に係る補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。ただし、第67条第1項の裁定を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第1項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

(補償金の供託)

第74条 (略)

2 (略)

- 3 第67条第1項又は第2項の規定による補償金の供託は、著作権者が国内に住所又は居所で知っているものを有する場合にあつては当該住所又は居所のもよりの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所のもよりの供託所に、それぞれするものとする。
- 4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。

## 著作権法施行令

(著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定の申請)

第8条 法第67条第1項の裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人(法第2条第6項の法人をいう。以下同じ。)にあつては代表者(法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。以下同じ。)の氏名
- 二 著作物の題号(題号がないとき又は不明であるときは、その旨)及び著作者名(著作者名の表示がないとき又は著作者名が不明であるときは、その旨)
- 三 著作物の種類及び内容又は体様
- 四 著作物の利用方法

五 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

六 著作権者と連絡することができない理由

2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添附しなければならない。

- 一 申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは、その図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料
- 二 著作権者と連絡することができないことを疎明する資料
- 三 申請に係る著作物が公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料

(手数料)

第11条 法第70条第1項の政令で定める手数料の額は、一件につき13,000円とする。

(補償金の額の通知)

第12条 文化庁長官は、法第70条第6項の裁定をした旨の通知をするときは、併せて当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額を通知する。

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第65条 法第70条第2項の政令で定める独立行政法人は、別表に掲げる独立行政法人とする。

(別表略)

## 著作権法施行規則

(印紙納付)

第23条 法第70条第1項、第78条第4項(法第88条第2項及び第104条において準用する場合を含む。)及び第107条の規定による手数料は、収入印紙をもつて納付しなければならない。



利用の際は必ず下記サイトを確認ください。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

## 著作物利用の裁定申請の手引き

2005年3月1日 第1版作成

### 文化庁長官官房著作権課 著作物流通推進室管理係

〒100-8959

東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL(03)5253-4111(内線:2847)

FAX(03)6734-3813

<http://www.bunka.go.jp>